

第2回 食の安全・安心の確保に関する条例検討会 議事概要

H19.12.19

13:05~14:15

於：201委員会室

出席者

検討会委員：日沖正信座長、前野和美副座長、藤田宜三委員、中村勝委員、舟橋裕幸委員、小林正人委員、中川正美委員、末松則子委員、真弓俊郎委員、奥野英介委員

(欠席：今井智広委員)

事務局：大森政策法務監、早川主事、水谷主事

日沖座長 最初に、何故、条例制定が必要になっているのかについて、座長の立場から考え方を述べさせていただき、認識を共有いただければと思います。

主なポイントは3つあると考えています。第一に、今回の本県での問題発生によりまして、県民の食の安全・安心に対する信頼が揺らいでいることがあります。

第二に、食品衛生法やJAS法などの法令があるにもかかわらず事案が発生しており、これら法令を所管する行政機関相互、担当部署間での連携・連絡・協力に不備があるのではないかと、また、法体系がバラバラで分かりにくいという批判があることです。

第三には、問題の発覚以前に、県民から、情報提供があったという事実です。こうしたことから、県民の信頼回復のためには、食の安全・安心に関して、県行政や事業者だけでなく、県民も参加できるシステムを作り上げることが必要であり、法律は国全体で統一して守るべきものを規定していますが、それを踏まえた上で、三重県の食の安全・安心については、三重県で規律する必要があるため、条例の制定が必要だと考えておりますので、ご了解願います。

それでは、前回、決定いただきましたところに従いまして、全国における食の安全・安心に関する条例の制定状況及びその概要等について、事務局に説明させます。

説明

各都道府県の食の安全・安心に関する条例の規定内容の概要、食品安全基本法の概要等について、事務局大森政策法務監より説明

日沖座長 ただいま、関係する法律や条例化されておりますところの概要など、これから条例案を協議する上での参考に利用していただくため説明いたしました。

今日は下地づくりの段階であり、具体的などころまでは難しいですが、説明に対して、また、意見など何かございましたらお願いします。

奥野委員 これは行政側がつくらなくて、議員提案でいくということか。

日沖座長 勿論、行政側にも最大限の協力はいただきながらつくっていく訳ですが、本検討会は議員提案のための検討会になります。

舟橋委員 食の安全・安心確保基本方針は、基本的にはどの部がつくったのですか。

事務局（大森政策法務監） 農水商工部です。

舟橋委員 基本方針は、食品安全基本法を受けて総合行政の観点からつくってあると思うのですが、今回の事件はある面では県のチェック機能が効かなくて、議員提案で条例をつくらうということに至ったわけです。この基本方針の中で、どこが機能しなかったのか反省はどのようにしているのですか。反省点があれば、条例に反映できるように持っていかなければと思う。

中村委員 連合審査会の中では、基本方針に基づいて色々な事業をしているが、その中の何がいけなくて今回の事件が発生したのか、という説明答弁は何もありませんでした。ただ、北海道も、平成17年に条例を制定し、白い恋人の問題は今年8月ですので、条例あるいは平成15年の基本法を受けて、色々な取組は行われたが、実質的に今回のような食品衛生法やJAS法の違反を防げなかった結果だと思えます。三重県においては、基本方針に基づいて保健所に農水のJAS法と食品衛生法を両方担当する検査官を置いていたにも関わらず、とりわけJAS法は検査官の頭の中に無かったとの答弁をいただいています。

今回の条例を制定する場合に、今までの各県の条例をそのまましても、同じようなことになると私は合同審査会の審査を経て、そのように思っています。基本法、条例、基本方針をつくってここまで厳しくしても防げなかったというのは、やはり事業者を規制するだけではなくて、事業者も県民も含めて食の安全・安心に対するリスクコミュニケーションを入れるような、皆さんに喜んでもらえる条例にできたらいいと思っています。

真弓委員 もともと食品安全基本法が考えられたのが農薬やBSEの問題ということで、食品素材の方が重点的だったと思うのですが、JAS法で大きく変化したのは加工食品であり、三重県の基本方針についても、加工品について業者の人にどう法令順守を行わせるかということは、まだ事業者と一体になった議論が出来ていないのではないかと。

JAS法を見てもかなり厳しすぎる部分もあり、例えば、近くにスーパーが無くなった時に、商店街でおかず屋をしたことがあるが、朝のうちに作った惣菜に何が入っているかやグラムまで表示し、また、賞味期限がその日の3時までというラベルを貼って販売しないといけなかった。例えば、今までのおかず屋からすると、2、3日置いてあっても誰も腹をこわしていないではないかとか、生産者とずれがあり、消費者もより厳しい人もいれば、まあいいじゃないかという人もおり、法令遵守の指導が行き渡っていないのかなと思う。

今回、条例をつくるに当たっては、県がどう指導していくのか、業者と一体になって三重県の食品、加工品を守っていくのか、守ることがブランドを確定して

いくことになる方向付けをした条例にしていかないといけない。ただ単に条例があるから守れというものをつくっても、業者、消費者の意識が変わっていかないし、同じような問題が起きてくるのではないか。

末松委員 中村委員の話に戻りますが、連合審査会の中では、基本方針の話は出てきませんでした。色々と話を聴くと、これは機能していなかったただけのことで、現場の頭に入っていなかったこともありますし、後から基本方針があったという感覚が現状だと思います。

今後、条例をつくるに当たっては、これ以上のものをつくらないといけないし、監視体制についてもきちんと謳っていかないといけない。兵庫県のように罰則まで入れないとまわらないものになるのか、これから議論していかないと、きちっとした条例にならないと思います。

ただ、スケジュールを見せていただくと、1月30日までに素案となっているので、現状の問題でどこを選択して、どこを切るか。兵庫県は議員提案ではないが、罰則等かなり深いところまで入っており、高知県もかなりのものになっており、赤福の問題と整合性を取りながら、あるところでは切り離して考えないといけないオール「食」の部分もある。監視体制の強化を入れていくとなると、この基本方針をしっかりと見直しをする中でやっていかないといけない気がします。

舟橋委員 議員提案で罰則を規定することはできるのか。

事務局（大森政策法務監） そういう制約はございません。今まで事例がなかったただだと思います。ただし、検察との協議が必要になります。

中川委員 今年の最大の課題で注目を集めており、条例をつくる責任は大きいですが、食の概念も深く広いし、日々新しいジャンルが出てくる。これからつくる中でスケジュールへの要望ですが、食の関係者や実際に担当している方に早めに聴き取りをした方がいいのではないかと。素案をつくる前に関係者の聴き取りをして、議論を深めていってはどうか。また、真弓委員とも関連するが、観光の分野で世論の注目があつ、その分野もどう位置付けをしていくか。県民参加のシステムの中に位置付けていく必要があると思います。

藤田委員 元に戻って申し訳ないですが、県は、基本方針と行動計画を立てられているが、これをきっちりしていたら起こらなかったということが書いてある。その意味で具体的な部分で甘い部分があったのではないかと思うのが一つ。

もう一つは、末松委員が仰ったように、一つのフードチェーンの中でチェックするのは大切だが、広い「食」という問題を捉えた時に、他の条例には「健康を守る」という表現があるが、もっと広く三重県民の健康を守っていくんだと、そのためにはどうすればいいか、といった内容までしてはどうか。今回の問題に限定してチェックをあまり前に出しすぎずに、これから三重県民の食をどう守っていくのかとした条例の方向が私はいいと思います。このため、今日いただいた予定表が1月中につくると書いてありますが、時間的なことも余裕を持っていた

いて、この際、食に関する本格的なものをつくってはどうかと要望しますが、よろしく願います。

前野副座長 資料に各県の条例制定の一覧表をつくってもらっています。北海道も平成17年3月に条例がつくられているにもかかわらず、今年、白い恋人の問題が起きている。ということは、条例をつくっても抜けている部分があり、何故あのようなことが起こったのか検証したいと思っている。他の都道府県の19の条例はそういう事件が起きてからつくったのか、それともあらかじめBSE等の問題でつくってあり、その後に北海道に似た事案が起きていないか。調査ができればしていただいて、条例のどこに抜け道があったかを確認することは難しいでしょうか。

事務局（大森政策法務監） 今回、議員提案の3県については、私どもの方から制定の経緯を聞かせていただいているが、特段何らかの事案が発生した訳ではなく、BSEの問題や国の動きがある中でこういう形で取組が起こってきたと聞いています。他のところは調査をしていませんが、例えば、北海道は雪印の問題等があったと推察させてはいただきますが、現状では3県しか照会していません。

前野副座長 全国で赤福のような問題がたくさん起きているので、それは何か原因があると思う。せっかく条例をつくってもザル法では意味がないので、三重県でつくることになれば、しっかりしたものをつくるため過去の事案を検証して、こういう場合にはこうした方がいいと書き込んでほしい。調査ができ具体的に中身がわかるといいが、事案が発生した所に条例があるか確認してもらって検証してはどうか。

事務局（大森政策法務監） 可能な限り調査させていただきたい。

中村委員 前野副座長に関連してですが、法律、条例、基本方針がある中で、一連の食品偽装が起きた。これは、法律、条例がそれを規制できなかったのではないかとの考え方もあるが、逆に北海道も条例第26条に「道民からの申出」があり、公益通報者、内部告発者が通報して、今回の赤福も30数年前から同じような行為をしていたのを、昨年8月と今年1月に通報があって、さらに今年の8月には国へ通報があって発覚したとの経緯があり、それなりの法律、条例、基本方針があったからかもしれないと一方では考えられるのではないかと。まだ確信はないが、申し上げさせていただいた。

日沖座長 他にご意見はございませんか。この検討会で作成することになる条例案に盛り込むべき事項を今すぐ検討して、お決めいただくことは難しいと思います。そこで、順序として、まず検討を行う対象、範囲について、決めていただき、その後、検討の過程で条例案に規定すべき事項を決定していくということで、如何でしょうか。

中川委員 対象を食品の関係者や消費者に決めるということか。

舟橋委員 フードチェーンでいくのか、農産物だけに絞るのか。ここまでくればフードチェーンでいくしかないのでは。今回、縦割りの弊害が起こっている。他の都道府県の19の条例はほとんどフードチェーンで構成されているのか。

事務局（大森政策法務監） 食品安全基本法を受けて、基本的にはそのようになっています。

藤田委員 県の安全・安心確保行動計画の中身は広く書いてある。農水の部分だけではなく、今回、やはりフードチェーン全体でやっていただくのがいいと思うがどうか。

末松委員 県の食の安全・安心危機対策本部でガイドラインやシステムの関係もそろそろ詰まってくるので、その情報もいただきながら進めてはどうか。

中村委員 生菓子に関する表示ガイドラインがとりあえず年内に出てくる予定と聞いている。

前野副座長 生産物の中でも、特に食物は農業生産物からどんどん加工されており、農業生産物から手を掛けると広いので、加工段階から消費に至るまでの段階について条例化した方が良くと思う。前例も参考に抜け道が無いようにしてはどうですか。

真弓委員 進め方ですが、最初の前文や理念の段階はほとんど他県でも変わりがない。重点として、事業者との関連、危害情報の申出、内部告発をどう担保していくか、また、コミュニケーションの話が非常に多くなると思うので、その部分に特化して、三重県として監視指導体制をどうしていくかを集中して議論していけば、逆に三重県らしさが出てくる。

日沖座長 真弓委員が言っていたように、他の県の状況を参考にして、大きな項目の「体制整備」、「安全推進施策」、「リスクコミュニケーション」について最低の検討対象範囲として、これに三重県の独自色というものを入れながら、検討いただけないかと思っています。その経過の中で、今日出していただいた意見を吸収しながら、次回に向けて進行させていただけないでしょうか。

舟橋委員 基本的にそれで良いのではないかと。ただ、農産物の生産現場を除外する訳にはいかないと思う。残留農薬、農薬散布の問題などもありますし、川上から川下まで通してやっておき、なおかつ、今回の三重県の問題では、縦割りの弊害と、業者の県民を騙したチェック体制が不十分であったことをしっかり今回の条例に盛り込めば、一つの反省を踏まえたことになり、それが色濃く出ればいいと思います。それから、高知県の条例では、事業者に対する厳しい表現があり、こ

れは、行政は所詮チェック・検査であり、事業者の責務を強く求めていかなければと思う。あとは罰則規定を入れるか入れないか。

日沖座長 他県の先例があり、参考にすべきところは参考にして、これらモデルの中で三重県として何ができ、大事かを選別して、その作業の中で、まずスタートさせていただきたいということでしょうか。それまでに今日提示の資料を踏まえながら、お互い見識を深めて次回につなげていただきたい。(各委員了承)

本日は、全国の制定状況について、その概要をお聴きいただき、今後の検討方針の確認もいただきましたので、次回は、こうした他県において条例に規定している事項について、本県では、どういう状況にあるのかを知っておく必要があると考えます。先程の事務局の説明では、他県の条例での規定事項と本県が既に定めている基本方針の記述は多くの部分で重なっているとのこと。そこで、検討会としては、執行部に対して、これらの状況について説明を求めるとともに、他県の条例にあるが、本県の基本方針に規定されていない事項について、考え方を聴いておくべきではないかと思えます。そして、その結果を今後、本検討会で作成する条例案に規定すべき事項の整理、決定につなげたいと考えますが、如何でしょうか。(各委員了承)

それでは次回は、そのような内容で開催することとします。次回は、1月9日の午後1時からで、如何でしょうか。(各委員了承)

それ以後の日程についてはスケジュール案のとおり1月は週1回開催して、素案を作成し、パブリックコメントを行いまして年度内の制定に向けて取り組んでいきたい。今、三重県でこのような問題が起こり、事業者側も県民側も関心の高いうちに、県民に示すことができればと思っただいただいていると思えますので、よろしく願いいたします。

舟橋委員 パブリックコメントの期間は一般論として最短で何日か。

事務局(大森政策法務監) 特に規定は無いですが、最近の例では約1ヶ月間実施しています。

末松委員 スケジュールの目標はこれでいくとして、条例をつくるに当たっては、きちんとしたものをという中で、三重県で起こった案件をいかに次に生かしていくのかが検討会なので、議論が出てくれば必ずしもこれで締めではなくお願いしたい。

日沖座長 あくまで目標ということで、進行していく中で、委員の皆さんにご相談しながらいきますので、目処ということでお願いします。

以上